

～ 創業された方、創業予定の方へ ～

## 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明について

竹田市では、産業競争力強化法に基づく、創業支援等事業計画を策定し、平成27年2月27日に国の認定を受けています。ワンストップ相談窓口を竹田市商工観光課に設置し、創業を考えている方や創業後間もない方の支援を、竹田商工会議所、九州アルプス商工会、まちづくりたけた(株)などの創業支援機関、金融機関、行政機関が連携して行っています。

### 特定創業支援等事業について

本計画の創業支援等事業のうち、市と創業支援等事業者が連携して創業者に行う「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく継続的な相談、セミナー等を「特定創業支援等事業」といいます。

具体的には、まちづくりたけた(株)やおおいたスタートアップセンターによる創業セミナーを受講する他、竹田商工会議所、九州アルプス商工会、金融機関等による個別指導による支援を受け、4つの知識を習得できたと認められる場合に、特定創業支援事業を受けたことになります。

特定創業支援等事業による支援をご希望の場合は、各支援事業者に直接お申込みください。(創業セミナーや創業相談事業の詳細につきましては、各支援機関にお問合せください。)

創業支援等事業者	特定創業支援等事業	お問合せ先・ホームページ
公益財団法人 大分県産業創造機構	創業相談事業 (窓口) おおいたスタートアップセンター	おおいたスタートアップセンター HP: <a href="https://startup.oita.jp/">https://startup.oita.jp/</a> 電話: 097-534-2755 大分県よろず支援拠点 HP: <a href="https://www.yorozu-oita.com/">https://www.yorozu-oita.com/</a> 電話: 097-537-2837
大分県 経営創造・金融課	創業準備ロングランセミナー (実施) おおいたスタートアップセンター	経営創造・金融課(大分県) HP: <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/</a> 電話: 097-506-3232 関連リンク: セミナー情報 <a href="https://startup.oita.jp/seminar/">https://startup.oita.jp/seminar/</a>
竹田商工会議所	創業相談事業	HP: <a href="http://www.taketa-cci.or.jp/">http://www.taketa-cci.or.jp/</a> 電話: 0974-63-3161
九州アルプス商工会	創業相談事業	HP: <a href="http://kyushu-alps.oita-shokokai.or.jp/">http://kyushu-alps.oita-shokokai.or.jp/</a> 電話: 0974-76-0151
まちづくりたけた(株)	創業セミナー	HP: <a href="http://taketa-agrew.jp/">http://taketa-agrew.jp/</a> 電話: 0974-64-0175

## 「特定創業支援等事業」を受けた創業者に対する国・市等の優遇措置について

本市の特定創業事業を受けた創業者は、下記の(1)から(4)の国の優遇措置を受けることができます。そのためには、市より「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の交付を受ける必要があります。

### (1) 会社設立時の登録免許税の軽減(減免)について

創業を行おうとする者(事業を営んでいない個人)、または創業後5年未満の者(事業を開始した日以後5年を経過していない個人)が竹田市内で会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)を設立する場合、登記にかかる登録免許税の軽減措置を受けることができます。

- ①株式会社、合同会社の場合:資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免
    - ・株式会社の最低税額15万円の場合:7.5万円に軽減
    - ・合同会社の最低税額6万円の場合:3万円に軽減
  - ②合名会社、合資会社の場合:登録免許税は、1件につき6万円から3万円に軽減
- ※会社設立後の者が組織変更を行う場合は軽減を受けることができません。  
※設立登記を行う際に、法務局に証明書原本の提出が必要です。

### (2) 創業関連保証の特例について

特定創業支援等事業により支援を受けた者については、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能となります。(通常は、創業2か月前。会社設立でない場合は1か月前)

### (3) 日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件充足について

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして利用が可能です。

- ・関連リンク:日本政策金融公庫「新創業融資制度」  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04\\_shinsogyo\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html)
- ・お問合せ先:日本政策金融公庫 大分支店 国民生活事業 097-535-0331

### (4) 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

- ・関連リンク:日本政策金融公庫「新規開業資金」  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01\\_sinkikaigyoyou\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyoyou_m.html)
- ・お問合せ先:日本政策金融公庫 大分支店 国民生活事業 097-535-0331

### 竹田市創業等支援事業費補助金

「竹田市創業等支援事業補助金」については、特定創業支援等事業を受けた方、または本補助金の申請書、事業計画書等を竹田商工会議所、九州アルプス商工会等の指導のもと作成された方が対象となります。

## 「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行手続きについて

本市の「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の発行を希望される方は、所定の様式に必要事項を記入し、竹田市役所商工観光課(竹田温泉花水月内)にご提出ください。

■お問合せ:竹田市役所 商工観光課 TEL 0974-63-4807